カントリーとロンドン:

ジェームズI世の帰郷令とカントリーハウス詩を中心に

岡 田 宏 子

The Country and London:
A Study of the Proclamations Advising the Landed Elites to Return Home and "An Elegy" by James I

Hiroko OKADA

本稿では、ジェームズI世(1566–1625)が1622年11月20日にニューマーケットにおいて発した長いタイトルを帯びた帰郷令("A Proclamation commanding Noblemen, Knights, and Gentlemen of quality, to repayre to their Mansion houses in the Country, to attend their services, and keepe hospitality, according to the ancient and laudable custome of ENGLAND")という政治的テキストと、同王がこの帰郷令に基づいて1622年頃書いたとファウラーが推定している、「エレジー:陛下の布告に基づいて貴顕紳士淑女がロンドンのシティーから立ち去るべき勧告について 国王により書かれる」という、長い詞書のついた短いカントリーハウス詩を軸にすえて、時代のコンテクストの中に見えてくる、カントリーとロンドンとについて、言い換えれば、田舎と都市の関係について、女性に焦点をあてて一つの考察を試みるものである 10 。

この二つのテキストの歴史的コンテクストを理解するためには、当然、ジェームズI世の治世に布告された、他の8回の帰郷令にも言及することになる 2)。帰郷令とは、簡単に言えば、特に、自己の根拠地である地方に、カントリーハウスと呼ばれる、通常、壮大な邸宅を構える貴族や地主階級に、彼らの持つロンドンの自分のタウンハウス、或いは借家から自分の本宅へ帰り、領地を平和に治め、地方の貧民にホスピタリティーを施すように勧告する趣旨の布告であった。特に16世紀半ば以来、ロンドンに集中する人口は増加の一歩をたどっていた。ロンドンの人口は、1600年には20万人であったのに、50年後にはその2倍近くの約40万人弱に増加したという統計も出ている 3)。このためエドワード 1 1世、メアリーI世、そして勿論エリザベスI世も既に何度か帰郷令を出し続けたが、一向に効き目はなかった。

17世紀になると、地方は前世紀から続いたエンクロージャーや未曾有の異常気象による不作、飢饉などで、エリザベス朝の末期のように、多くの局地的な一揆や大暴動が起きて、生活に困窮した人々は止む無くロンドンへ流入し、ロンドンはひどく肥大化していたのだ。英国も所謂、ヨーロッパにおける「17世紀の全般的な危機」と言われる現象から免れるこ

とはなかった。ジェームズ I 世が20年余りの治世の間に9回もの帰郷令を発したのは、ロンドンの都市としての拡大が、今までにもまして急速に進んだからであった。

エリザベスは生涯独身の女王であったので、1603年のエリザベスI世の死後、曾祖母レイディー・マーガレットがヘンリーVII世の妹にあたるジェームズI世は、スコットランドのジェームズIV世でありつつ、英国王の地位につくこととなった。このスコットランド訛りの英語を話す、外国人に近いスチュアート朝最初の王が、スコットランドからの長旅の末、ロンドンで遭遇したのは、中世のペストの流行以来、たびたびロンドンを襲った悪疫の蔓延と、増えるロンドンの人口により、さらに死者が増える予想であった。そのため戴冠式も7月に延びて、1603年5月にロンドン郊外のグリニッジ宮殿から発したものが、帰郷令の第1番目であった。

詩人としてのジェームズI世

今まで殆どふれられることがなかった、絶対君主ジェームズ I 世の詩人としての側面に言及する必要がある。学者肌の彼は、英国に来る前に、既に数編の政治的な論文や、魔女についての Daemonologie (1597)、王権神授説を理論化した政治的な書物、The True Law of Free Monachies (1598)、実際はヘンリー王子のために書かれた、治世の実践についての指針書であるが、英国王への即位が決まったとたんに再版され、その後何度も版を英国で重ねた Basilikon Doron (1599) などを出版していたが、一方では、フランスの人デュバルタスなどの翻訳をしたり、宗教詩や恋愛詩も書いていた。

新しい文学にも関心を払い,スペンサーの1596年に出版された『神仙女王』の第6巻におけるデュエッサの描写に,生後10カ月で別れた母のスコットランド女王,メアリーV世への不当な言及であるので,詩人は罰を与えられるべきであるとジェームズI世が立腹している旨が,英国のスコットランド大使から,バーリー卿への書簡で知らされている4)。これは,単なるスペンサーの文学上のモデルの問題ではなく,彼にとって政治的な恐ろしい脅威の次元の問題と解釈できないわけではなかったのだ。エリザベス女王の政治的な意図がスペンサーの作品の背後にあって,彼女の後継者としてジェームズの適性について,女王の判断に微妙に関連していたかもしれないのだ。実際,彼は,生まれてすぐ別れた実母、メアリー女王の晩年には,それまで長年続いた彼女との手紙のやり取りを絶やして,むしろ英国のエリザベス女王と書簡を取り交わしていた。狩猟の好きなジェームズにエリザベスが馬の贈り物をした時,彼は,その返礼に「親愛なる母が,彼女の生みの愛する子供のように」「自分をお使い下さいます様に」と彼女の意のままになる自分を差し出している。当然,この申し出は,自分に英国の王位を継承させてほしいというジェームズの願いであることを、エリザベスは読み取っていたにちがいない。

詩の言語へのジェームズの敏感さは、この例だけではない。彼は終生、英国の詩の動向を把握し、詩人たちのパトロンになり、彼の詩の作品は、その折々の文学の状況を反映したものとなっていると、ゴールドバーグは指摘している⁵⁾。ジェームズは、政治家としてはソロモン王に、詩人としてはダビデに比較されることを好んでいたのだ⁶⁾。早くも18歳の時に、ジェームズの詩人としてのキャリアはスコットランドで始まっていた。母メアリーは、フランス語で詩を書き、彼女の特別な友人の一人であったフランスの詩人ロンサール

の詩を愛した。ロンサールも彼女の詩に敬意を表し、ジェームズI世は、母の手作りの表紙がついた、母の手書きの詩を終生大切に持っていたという。彼自身も、フランスの宗教詩人、デュ・バルタスを大いに好み、彼の作品を訳したり、彼をスコットランドへ招待したほどであった。ジェームズは、スコットランド詩について初めて書かれたと見做させる批評論、デュ・バルタスの訳詩や自分の詩集、アレゴリカルな The Phoenix などを含んだ作品からなる、Essayes of a Prentise、in the Divine Art of Poesie(1584)と Poetical Exercises at Vacant Hours(1591)などを出版した。その後、一生涯彼の詩の創作は続いた。1616年には、6篇の演説が著作集として出版されたが、それに詩作品は含まれていなかった。この事情は、例えば、ジョン・ダンのそれと似ている。ダンは、本稿でとりあげる帰郷令や「エレジー」が書かれたのとほぼ時を同じくして、セント・ポール寺院の司祭長に任命されてすら、自分の詩を出版するのをためらった。ましてや国王たるジェームズI世は、公的に詩人であってはならなかったのが、当時のヨーロッパ君主のあり方であった。即位後に書かれた詩の作品は原稿のまま残されて、一部は息子のチャールズの手にあった。それらは、20世紀半ばになって出版されたが、日本国内には所蔵館がないため、本稿はファウラーのテキストによっている 70 。

ジェームズI世は、Amatoria(『恋愛詩集』)というタイトルのもとに集められている恋愛詩を書いているが、彼の詩の傾向は、年を経るにつれてアンチ・フェミニンの傾向を強くしている。当時流行っていた、ペトラルカ風の伝統に従って、愛の思いを受け入れない女性の心の冷たさや頑なさを嘆く詩ですら、ついには、女性への非難の言葉で終わるのである 8)。ジェームズI世が本稿で扱う詩のタイトルに用いている「エレジー」というジャンルは、もともとギリシャやローマの文学の形式であり、ヘクサミーター(6 歩格)とペンタミーター(5 歩格)の韻律のカプレッとを交互に用いて、荘重で瞑想的なテーマについて激しい情熱をもって書かれる詩を意味した。従って、人の死を悼む「葬送のエレジー」がエレジーという言葉の主な内容になったのだが、ジェームズI世は、古典に従いエレジーのジャンルを広義に解釈して、彼の詩のタイトルをつけている。ロンドンにあふれ過ぎている人口対策と、失敗に終わっている地方行政の矛盾を以下に解決するかという重い課題が、この詩のテーマであるからだ。

カントリーの変貌

英語では、周知の通り、country という言葉が、国家を意味するばかりか、地方、または田舎という両義性をもっている。英国のどの時代を見てもそうであるが、英国の理想的な場所とは、常に田園であった。しかしながら、一方では、それとは反対方向のヴェクトルへ人々を強く惹きつける力も、大いに働いていたことは事実である。ロンドンという都市のもつ巨大な磁石のような力は、特に、16世紀半ばから大きくなり、様々な階級の人々を異なった理由で引きつけていった。ヘンリー8世の修道院解体は、ジェントリーという新たな地主階級の出現に大きな契機を作り、ロンドンと田園との両方の封建制度下の伝統的なあり方に、大きな変化をもたらした。

財政に窮したヘンリー8世が、ロンドン西方の修道院領を手中におさめると、それ以来、ロンドンは西方へ発展し、所謂、現在の繁華街の中心であるウエスト・エンドとなる。地

方では、国王により放出された修道院領が土地のマーケットを大きくし、英国の田園風景の象徴でもあった農地の境を区切る美しい生垣はどんどん取り壊されて、小規模な農地は広大になり大規模な集約的農業を可能にした。「羊が人を食う」とトーマス・モアを『ユートピア』において嘆かせた、中世以来始まっていたあのエンクロージャーは加速的に進んでいった。都市の商業資本主義と、農村の農業資本主義のこのような発達は、土地に依存する中世的な封建貴族や富裕階級のみならず、小作人の生活に大きな影響をもたらした。

このように、英国のカントリーが理想の場所ではなくなる時は、かなり早くやってきていた。封建主義的な荘園経済の本質が、内部からほとんど崩れかけていた頃に、スチュアート王朝は始まったのだ。また、英国の1620年代からの10年間は、他のヨーロッパ諸国が戦争にあけくれていたのに、それに参加しなかったため、一見平穏な時代に見えるが、カントリーの疲弊とロンドンの拡大による諸問題が山積していた。エリザベス朝後期からの経済的及び社会的問題は、その原因を「ジェントリー論争」か、あるいは「17世紀全般の危機論争」のどちらの立場をとるにせよ、政治の世界において1642年に内乱へ突入せずには収束しない問題の数々として、いよいよ顕現してゆくのであった90。その一断面が、ジェームズ I 世の発した複数の帰郷令と、それに関して書かれて20世紀になって初めて公刊された、「エレジー」に切り取られていると言えよう。

絶対王政の制度下では、議会の召集権は国王が握っていたのであるから、国王の発布する布告は、とりもなおさず法律と等しい権威をもった公の文書である。それに反して、「エレジー」は、原稿の一つが王子チャールズに残されていたように、ジェームズ I 世の家族や側近のメンバーだけに原稿のまま回覧されるのみで、作者自身が公刊を拒否した、いわば、同人誌的かつ私的な文学のテキストである。この両極端の社会的性格を持つ二種類の文書を女性を中心にすえて分析することにより、当時の英国のカントリーと都市の姿を垣間見たい。

第1の帰郷令(1603年5月29日)とロンドン

「エレジー」と、それが書かれる直前の1622年に発布された帰郷令の歴史的な位置づけや意義を理解するためには、時代をもどして、ジェームズ I 世が最初に出した帰郷令の時まで立ち返って、当時のロンドン及びカントリーの状況についてある程度論じる必要がある。既に述べたように、第1の帰郷令は、彼のロンドン到着後間もなく1603年5月の "A Proclamation commanding Gentlemen to depart the Court and Citie" であった。エリザベス朝からの政治体制をスチュアート朝においても継続するのに一役買っていた、ロバート・セシルが検閲して、800枚印刷されたという記録が残るという布告である100。ここでいう"Gentlemen"は、現在の一般的な紳士という意味ではなく、身分的に地主階級の人々のことを指している。

"Gentlemen"と呼ばれている人々は、それぞれの地方の土地所有者であり、カントリーハウスという大邸宅である自宅に住み、地方の様々な行政官でもあった。この布告が彼らにロンドンからカントリーへ帰郷を促す根拠は次のような3点であった。第1は、いくつかの州の要職にある人々、即ち、州の副知事、地方長官や治安判事、その他の役職に就く者等々が、ある人々は家族全員と共にロンドンへやって来て、それぞれの地方における職

務を等閑にして、地方行政の機能を殆ど麻痺していること。第2は、彼らのカントリーハウスの主な役目の一つである、貧しい人々への「ホスピタリティーが著しく減少して」、彼らの "comfort and ease towards their living" (生活の快適さと安らぎ) が保たれず、そのため彼らの "reliefe" (安寧) を欠いていること。第3には、ロンドンに猛威を振るっていた疫病の蔓延を防止するためであった。

ジェームズI世は、英国の王位に就くためにエディンバラを出発してロンドンへ来る道すがら、各地の貴族や "Gentlemen" から受けた自分への歓迎に、少なからぬ満足を表明しながらも、彼は、疫病によるロンドンの人口の2割の死者を目の当たりにした。時のヴェネチア大使の概算によれば、ジェームズI世到着後の一週間の間に、宮廷には4万人もの人々が押し寄せたという程であったので、ジェームズは、初めて布告で疫病に言及しつつ、"But hearing from all parts of our Kingdome"、即ち、「我が国中から伝えられるところによると」という柔らかな口調ながら、「国政や、自分の所領のために必要な大儀のない場合は、或いは、それらについて枢密院に報告すべきことがない場合は、今の裁判所の開廷期の終了時には直ちに、ロンドンのシティー及び郊外("suburbs")からそれぞれの住まいのある州へ帰り」、戴冠式までは故郷に留まるよう命じたのであった。「郊外」とは、大都市と田舎の中間地帯という現代の意味とは異なり、今ではロンドンの市中に含まれているが、当時は、シティー・ウォールで囲まれたロンドンのシティーと呼ばれる範囲の外の地域を指している。疫病のため1603年7月に延期された「戴冠式後も、式が済み次第帰るように」と述べ、この布告を今までのように人々が無視しないために、「裁判所の開廷期の終了時には、この命に反して残っている者を捜索する」と結んでいる。

しかし、このような帰郷令は、スチュアート朝においても結局は殆ど効力がなく、ジェームズの死後、5年たった1630年にチャールズI世も発布している。ロンドンは、政治、経済、司法、商業に加えて、その港は海外貿易の一大拠点であり、川や海上交通の発達のために、様々な国内産の物の集積地として、新しい珍しい奢侈品があふれ、文化や娯楽、そしてファッションの中心地でもあったので、貴族や富裕階級を引き付けずにはおかなかった。一方、その「郊外」は、劇場や熊いじめにはじまり、いかがわしいものまでを含めて、あらゆる娯楽が存在した歓楽街であった。また、そこへ集まったのは、芝居見物の貴顕紳士は勿論のこと、囲い込みにより地方から追い出された農民や不熟練労働者たちであったため、「郊外」は悪の温床になりやすく、危険で不穏な場所になっていた。勿論、外国からの移民もロンドンに数多く流入していたが、彼らの多くは熟練労働者であったため、前近代的であるとは言え英国の工業化に貢献することになる。膨張するロンドンとその郊外には、火災を起しかねない危険な建築物が数多く建つので、ジェームズI世はそれをも取り締まる多くの布告を出している。また、建築の規制の布告に加えて、狭い部屋に多くの人を泊めないように勧告する布告なども発布され、そのような布告は、帰郷令とコインの表裏をなす関係にある。

主人不在のカントリーハウス

ここで、チューダー朝より引き続いて帰郷令を発布せざるを得なかった地方の疲弊の一例を検証するために、エリザベス朝末期に書かれた、反・カントリーハウス詩とでも言う

べき,風刺的な詩の一部を引用しなければならない。1590年代の社会不安は風刺詩の大流行を生み出し,その先頭をきっていたのが後にジェームズ I 世に寵愛を受けた,ジョゼフ・ホール(Joseph Hall,1574–1656)であった。彼の書いた Virgidemiarum(1598)の第 5 巻の一部には,田園に聳え立つ,スペインのエスコリアル宮殿にも見まごう豪華な大邸宅の荒廃が,ローマの詩人,ユヴェナーリス風の鋭い文体で描かれている。館の主人たちは,ロンドンへでかけて長期間不在であるため,屋敷はすっかり荒れ果てて,門へ至る敷石の間から草が生え,ノックをしても空しくこだまが返り,犬の鳴き声すらしない不気味な静寂があるのみである。

Looke to the towered chimneys which should be
The wind-pipes of good hospitality,
Through which it breathes to the open air,
Betokening life and liberal welfare:
Lo, there th'unthankful swallow takes her rest.
And fills the Tunnel with her circled nest.

(II. 67–72.)

煙のでる煙突は、68行目の"good hospitality"、つまり70行目にいう「生活と惜しみない施し」の象徴であった。従って、この屋敷の「煙の出ない煙突」、即ち「ホスピタリティーの欠如」は、ジェームズ I 世が,彼の最初の帰郷令で、地方に一番欠如しているものとして嘆いた、まさにそのものであった。「ホスピタリティー」は、後に1612年にジェームズ I 世がパトロンとして大いに活躍を助けた詩人、ベン・ジョンソン(1572–1637)が定式化したカントリーハウス詩が称揚して止まない、カントリーハウスの主人の美徳の重要な一つであったのだ。

修道院解体後は、それまで修道院が貧民に施していた食物やその他の必要な世話を行う機関が消滅した。するとそのような福祉的行為は、国王によって売りに出された修道院の土地や建物、家具にいたるまでを買い取ってより豊かになった、あるいは、新興階級としてジェントリーとなった貴族や富裕階級が果たすべき、ノブレス・オブリジェというべき美徳となって、彼らの義務となり、宗教の世界から世俗化されていったのである。しかし、その実体は、貧民の救済というよりは、カントリーハウスを持つ、同じ身分の貴族や富裕階級、あるいは、君主の行幸を受け入れることにこそ重点がおかれる、むしろ政治的、経済的な目的のための「ホスピタリティー」に変容することになった。エリザベスと違って、ジェームズI世が地方への行幸を行わなくなると、国王からの利権の獲得や政治に対しての機会を得ようと、ロンドンの宮廷に自分たちが近づくために、人々はロンドンにタウンハウスを建てたり、家を借りるようになり、彼らは一年の大半をロンドンで過ごすことになっていった。

エンクロージャーが進行して貧民が多くなっても、新たに福祉政策の担い手となった地方の富裕階級は、カントリーハウスを留守にし、ホールの風刺詩に書かれる屋敷の煙突には、燕が巣を作ってしまい、施しのための料理をするとしても、「タバコのパイプを吸う人の鼻かから出る煙の/半分も、全部の煙突から出ることはない」(73-74行)と痛烈に皮肉られている。煙草はこの頃、東インド会社から輸入されて、喫煙がファッショナブルな習慣

になり始めており、カントリーハウスの煙突から出る煙の少なさと、煙草を吸う人の吐く煙の多さという極端なコントラストが、ホスピタリティーの衰退の表象として、一般的に理解されるようになっていた¹¹⁾。

ホールは、舌鋒を弛めることなく、帰郷令をもものともせずに、隣人の不幸に知らぬ顔をして、ロンドンの裏小路かどこかにひっそり隠れていて、飢饉の嵐がおさまった頃、図々しく姿を現すジェントリーの厚顔を次のように風刺的に書く。

And they ...

Have penned themselves up in the private cage
Of some blind lane; and there lurk unknown
Till th'hungry tempest once be overblown;
Then like the coward, after his neighbour's fray,

They creep forth boldly, and they ask where are they? (11. 83–88.)

このような人々が、帰郷令を出した歴代の君主たちに、手を焼かせてきたのであった。その上、17世紀になると、まだ、タイヤの発明には次の世紀まで待たねばならなかったが、女子供にも地方から長旅が可能に比較的に快適に馬車が作られたのであった。こんな交通手段の出現も影響して、ジェームズ I 世が最初に出した帰郷令にあったように、家族連れでロンドンへ来た人々も多くなったのだ。ボヘミヤからアランデル伯に見出されて、17世紀の英国をまるで現在の写真家のように記録した版画家、ホラー(Wenceslaus Hollar)は、ロンドンのアランデル邸の二枚の版画に、屋敷の前に大小の馬車を一台ずつ描いている¹²⁾。

ホスピタリティーと田園の再パストラル化

一方では、先にふれた詩人ジョンソンが、カントリーハウス詩の嚆矢とされてきた、"To Penshurst"、「ペンズハースト邸に寄せて」(1612年)においてそのホスピタリティーを、言葉を極めて誉めそやした¹³⁾。英国のルネッサンスの華と言われた文武に優れたフィリップ・シドニー卿の弟、ロバート・シドニー卿のカントリーハウスであるペンズハースト邸がそのモデルであった。今もロンドンの南のトンブリッジウェルズに残るその屋敷の、その中世風の大広間には、ホスピタリティーの真骨頂の象徴たる、昔のままに天井に抜ける煙突があり、『農夫ピアス』の中の、雨の日には雨が振り込み、平土間にある暖炉をたくと煙が室内に逆流して煙たいと書いてある記述を思い出す。

ホールが口を極めて罵った、雑草が生え、門を叩こうともしんとと静まり返って、煙突には燕が丸い巣を作る、あのがらんとして巨大なカントリーハウスではなく、ドーリア風の円柱ももたない、つつましやかな佇まいの屋敷は、シドニー卿夫人バーバラの立派な「家政」のおかげで、農村共同体の人々とも良い関係のコミュニティーを形成している。また、女主人が留守の間に、狩の好きなジェームズ I 世が、王子のヘンリーと共に突然来訪しても、暖炉は赤々と燃え、高貴な客に相応しいもてなしがたちどころにできている真の「ホスピタリティー」を具現化した理想のカントリーハウスであった。

この詩において,領内の自然は,その地形のとおり,メドウェイ川から牧場のある低地

へ,そして池や中間の地,屋敷より北のマウントと呼ばれる高地までが,屋敷を中心に取り囲むように描かれ,屋敷も自然も含めたこのマナーの空間は一つの自己充足的な小宇宙をなす理想郷である。ローマのカントリーハウス詩の伝統に則って,この邸宅の自然は,自発的豊穣に恵まれたものとして描かれている。「太った鯉も自ら網の中に飛び込んでくる」し「獰猛な川鱒」も「うなぎ」も猟師の手に進んでやってくる。また,果物も,「さくらんぼ,プラム,無花果,ぶどうなどが,時が来れば実り」「はにかむようなアプリコットや,毛でおおわれた桃は,塀の上にたわわに実り,子供でも手が届くほど」豊かになるのだ。牧場には,馬はもとより,牛も羊も草を食み,鹿も飼われている。

この自然の豊かな恵みは、単なる自然ではなく、最終的には広間で、訪れる人のすべて に身分のわけ隔てなく、気前よく大盤振る舞いされる豊かな食卓へとのぼるべきものなの である。手に手に農産物の土産を持って、大広間の祝宴のテーブルにくる農民たちは、身 分によって別々のテーブルにつくこともなかった。何杯ワインを飲んだか数える召使もい ないペンズハースト邸のホスピタリティーは、実際にも行われ有名であったらしい。しか し、多くのシドニー家の書簡を分析したラスメルによれば、地上のパラダイスさながらに、 限りなく豊かに施すホスピタリティーも、実際は経済的な理由で困難になっていた14)。ロ ンドンに出ていることの多かったシドニー卿と、屋敷に残っていた夫人の間に交わされた 書簡は多く,かなりのものは,財政的な逼迫状態をどのように乗り切るかを,二人で相談 するものであったようだ。夫人の持参金や彼女の父の遺産をつぎ込んでも、夫の鉄鋼業は はかばかしくなく、近隣のカントリーハウスの大規模な改築などに比べて取るに足りない 程度の改築では、国王の行幸などは望むべくもなかった。このような実情にもかかわらず、 ジェームズⅠ世の思惑を意識すると、ペンスハーストは、過去の神話になってしまったよ うな、カントリーハウスを中心とする理想の農村共同体として、描かれなければならなかっ たのだ。ジョンソンは、この頃、国王の評価を得て、個人的にも詩人として出発する大切 な時期にさしかかり、国王の抱えていた最大の政策課題である、リア・マーカス(Leah S. Marcus)が「田園の再パストラル化」と呼ぶ、一連の帰郷令に明らかなジェームズ I 世の 地方政策の方針をこのように見事に言語化する必要があったのだ15)。

当時、殆ど廃れていた中世風のカントリーハウスの大広間におけるこのようなホスピタリティーは、ホールの風刺詩のように、時代遅れのものとなっていたが、ジョンソンはそれを敢えて称揚し、ことに、ペンズハーストには殆ど不在であった、シドニー卿が「住む」ことを詩の中では強調しつつ、ジェントリー階級が所領に戻る重要性を訴えたのであった。ドン・ウエインは、このようなジョンソンによるホスピタリティーの称揚を、富の蓄積の正当化するものであるよりは、蓄積された富の正しく相応しい使い方を聖化であると解釈している16)。

カントリーからのロンドンへの眼差し

ロンドンと宮廷の贅沢な生活一断面は、ホラーの版画にも写実的に再現されている、毛 皮の高価なマフや手袋のみのものがあることや、女性たちの服装に見ることができる。か つては、身分と服装とは厳しく定められていたが、ジェームズの即位後、間もなく廃止さ れた。食べ物にしても、東西インド会社の輸入するレモン、オレンジ、胡椒などをはじめ 珍しいものが現れて、カントリーへも持ち帰られていた。アリス・T・フリードマンは、カントリーハウスが物理的には田舎にあり、地方の伝統に根を持っていたが、それにもかかわらず、ロンドンと宮廷の文化や社会的規範によって形成され、屋敷の主の新しい都市の経験に応じて作られていた状況を、ノッティンガム州にあるウォラトン・ホールのフランシス・ウイロビー卿夫妻の生活を中心に論証している¹⁷⁾。その中で、フリードマンは、カントリーハウスという名称が、建物の建築物としてのタイプを曖昧にしてしまって、カントリーハウスが内包する非常に複雑な文化のイメージを単純化しているのではないかという、カントリーハウスについての今までに指摘されなかった重要な側面を鋭く突いている。地方の石工が築いてきた中世以来のつつましい小さなカントリーハウス、ペンズハース

地力の石工が架けてきた中国以来のうつまといってなカンドゥーハウス、ペンスハースト邸のシドニー卿夫妻と対照的なのは、フリードマンが詳細な研究を行っているウイロビー卿夫妻である。彼らはウォリック州とノッティンガム州にもつ炭鉱の収益と地代とを経済的基盤にして、16世紀の終わりにロンドンの建築家、ロバート・スミッソンの設計により、虚栄のかたまりであるような大邸宅、ウォラトン・ホールを建築し、エリザベス女王も迎えることができた。立派なカントリーハウスの建設と、田舎を越えて眼差しをロンドンに向けたライフスタイルは、表裏の関係にある。ウイロビー卿夫妻のロンドンとの関わりの典型例の一つは、二人がロンドンでジョン・ガワーと言う画家に、各々の肖像画を描かせたことである。肖像画の中の、特に夫人の服装は、豪華な衣服と、それにふんだんに付いている真珠や宝石、帽子の羽飾りなど、カントリーハウスのある田舎で得られるものではなく、その材質と流行のスタイルは全くロンドンの市場のもので、金に飽かせた物ばかりであった。このような衒示的消費には、矛盾が伴っていた。ロンドンで奢侈品を買っても、田舎にあるカントリーハウスにおいては、それを誇示するに足る機会もない。しかし、一方では、奢侈を人に誇示することは、その人物の社会的ステイタスを保つために当時は重要であった。従って、奢侈品が、その所有者をロンドンや宮廷の生活に結び付けてるのだ。

ウイロビー卿は、表面に立たない形で、ロンドンや宮廷に力をもっていたが、彼の妻は 医者にかかるためにロンドンへ出ると、借家を借りてロンドンに滞在し続けた。卿は、妻 の行為に反対していた。というのは、田舎と都会の二重生活は経済的負担がかかる上に、 妻であり子供がいる母親が一人で暮らすについては世間体の悪さがあった。当時の女性の ための多くのハンドブックが、上流階級の女性の都会での生活の危険に忠告を与えていた ように、実際、シティーは、ジェントルウーマンが一人で暮らす場所ではなかったのであ る。女性のためのハンドブックには、ジェントルウーマンのなすべきことは、夫と子供と 共に田舎にあり、人を訪問することに主に楽しみを見出して、あとは、トランプをしたり、 音楽や読書をするようにアドバイスされていた¹⁸⁾。(もっとも、当時は、このようなお互い の訪問や、音楽、読書も、ジェントリー階級以上の人々のみが享受できる特権的な楽しみ であったのだが)。

このように、ジェンダーによって生活様式を規定する当時の常識を無視して、ロンドンに一人で滞在し続けたウイロビー卿夫人は、結局、高価な宝石のペンダントを作った時に、はからずも彼女の不倫が明るみに出て離婚に至った。ウイロビー卿の死後、莫大な借財が残され、次の世代はロンドンに出ることもなく、田舎でつましく暮らしその返済に追われたという。

理想的なカントリーハウスの女性と家政

ロンドンの都市文化に吸い込まれてしまったかのようなウイロビー卿夫妻と、鮮明な対照をなすのは、夫がロンドンに滞在して不在であっても、カントリーハウスで采配を振り、家政の達人とジェームズI世に言わしめた、シドニー卿夫人バーバラである。彼女は、ささやかな改築にしろ、屋敷の手入れを任せて安心できると夫に手紙の中で信頼され、貞節を守り、大勢の子供の教育にも熱心であった。詩人、ジョンソンは、「ペンズハーストに寄せて」というカントリーハウス詩の祖である詩の中で、実は、「屋敷はそのあるじの美徳のメトネミーである」とする、カントリーハウス・エートスの伝統を自らが創出しつつ、同時にその根幹を同じ詩において破っているのだ。ヒュー・ジェンキンズ(Hugh Jenkins)が指摘しているように、カントリーハウスのコミュニティーの形成に中心的な役割をしているのは、その主である男性ではなく、女性である19)。

荒れた「田園の再パストラル化」が、ジェームズI世の地方政策であり、帰郷令はその布告であった。マーカスは、田舎へ都市を具象化する、田舎へ都市性を帯びさせるディスコースを、詩として定着させることを「田園の再パストラル化」と定義して論じていると思われるが、その最後の仕上げは、国王たるジェームズI世が、田舎の地に彼自身の痕跡を残すことだと述べている²⁰⁾。その王の「痕跡」とは、ペンズハーストの場合、狩の道すがらヘンリー王子を伴って同屋敷に立ち寄ったジェームズI世が、シドニー卿夫人バーバラの家政の素晴らしさに、最上級の賞賛を与えることであった。実はシドニー家には、記録として残っていないらしいと言われる、この国王の訪問が、ジョンソンの詩に書かれたために、史実を証拠立てるテキストの不在よりも、詩のディスコースが優先性を獲得して、事実、優れた家政の手腕("high housewifery")を発揮していたバーバラのそれは、ジェームズI世の評価によって不朽の正統性を獲得したのである。

What (great, I [Jonson] will not say, but) sudden cheer

Didst thou [Barbara], then, make'em! and what praise was heaped

On thy good lady, then! Who, therin, reaped

The just reward of her high housewifery: ("To Penshurst", Il. 82–85.)

遅い時間に突然ペンズハーストを訪れたにもかかわらず、狩の帰りの疲労した国王、ジェームズI世と王子の一行は、赤々と燃える暖炉の輝く火に歓待されて(77-79行)、冷え切った体を温めどれほど心地よく元気づけられたのか、夫人の留守の間ですらこのようにゆき届いたもてなしが可能なこの家の家政のあり方は、この詩の冒頭のあたりで、暗に非難されて、先にもふれたウォラトン・ホールに作られていた、実用には程遠い「ランターン」と呼ばれる、窓も暖炉もない悪名高かった部屋が象徴する、ホスピタリティーに欠ける家政とは正反対であった。暖かい暖炉の火こそは家の中心であり、バシュラールが論じたように、それは伝統的にも家の核心をなす重要なイメージであった。惜しみないご馳走のあふれる祝宴のテーブル同様に、暖炉の火は、カントリーハウスにおける真のホスピタリティーに欠くべからざるもの一つであった。

「寝具類や、其の頃は高価であった食器類もどの部屋にもすぐそろう」(87行)ことは、

泊まり客にとっては居心地の良い条件である。この頃から、食卓でも、大きな皿から複数の人が分け合って食べるのではなく、現在のように個人の食器から一人ひとり食べる習慣が定着してきた。食器は、また、親族間の贈り物の交換の中で、宝石と同様に高価な贈り物と見做されるアイテムであり、それを購うことができるロンドンは、この点からもカントリーハウスの住人たちに魅力的であったのだ。

シドニー卿夫妻の間の10人もの子供たちの教育は、"The mysteries of manners, arms and arts" (1.98) に示されているように、美徳の誉れ高い高貴な夫妻は、「行儀作法の奥義、武術、そして学問」にわたり、その上、朝夕の祈りを一門の者とそろって捧げる宗教的な面にも心が配られていた。地方の統治に寄与すべきカントリーハウスの繁栄も一族の子孫の継承と、彼らへの相応しい教育なしには不可能であるので、"high housewifery"の一部として子女の教育は重要であったのだ。

このような、理想的な家政をとりしきるカントリーハウスは、殆ど英国全土にわたって数少なくなっていき、ロンドンは人で溢れることになるのだった。地方における、度重なる農産物の不作による飢饉、それによっておきる地方の一揆や暴動、そしてロンドンでは、危うく自分も議会もろ共吹き飛ばされるところであった1605年の火薬陰謀事件に始まるジェスイットの勢力の取り締まり、ローマとの神学論争など、宗教上の問題も多々あった。ジェームズ朝のカントリーとロンドンの相互の関係のアウトラインの大枠を不十分ながら述べた後は、本題のジェームズ I 世の発した帰郷令について検討したい。

ジェームズ I 世の5回の帰郷令:1603年から1617年まで

1603年から1617年までの間に、5回の帰郷令が布告された。1603年に王位継承後、即座に出された第1回目の帰郷令については、既に検討したとおり、疫病の流行の激化を防ぐためであった。やはり疫病で7月25日に延期された戴冠式以後も、依然として病いの勢いは止まず、ロンドンのシティーや宮廷に、格別の用事もないのに留まっている人々の多さに憤慨して、戴冠式からたった4日後の、7月29日にはもう第2回目の帰郷令が布告された。1回目の帰郷令にも関わらず、国王夫妻がロンドンに到着以来、戴冠式までロンドンやことに宮廷に滞在し続けた輩の多さに辟易し、地方のカントリーハウスへの帰郷を促した。身分の高位の者のみならず、仕える主人ももたない人々が、住む場所もないのにたむろしていると慨嘆し、第2の帰郷令発布以後、3日以内に貴族やジェントルマンは、宮廷に留めておくのに必要最小限の従者の名簿を、関係官庁に提出すべし」)と命じている。宮内司法官が、夜昼宮廷内を巡回して監視し、名簿にない人物が見つかれば処罰される旨も銘記していあった。

We shal have just cause to be offended with such, as shall contrary to our Pleasure, voluntarily absent themselves from the places where their duties doe require they should abide. (p. 45.)

一歳の時からスコットランド王ジェームズVI世であり、英国へ来る前に君主の経歴を十分積んでいたジェームズにとって、第1の帰郷令に国民が服従しない結果を見て、苛立ちを感じたに違いない。ジェームズの考える国王の権威の定義からすれば、臣民の不服従は

論外であった。

王権神授説を奉ずる絶対君主である彼は、自らを国民の恋人にしたてたエリザベス女王に慣れていた英国国民にとっては馴染みにくい、「君主が夫であり、国民はその妻である」という,また、「一人の人間の頭が国王であれば、臣民はその体である」という比喩によって、君主による絶対支配の政治理論を組み立てた。後の1640年代に、ロバート・フィルマー(Robert Filmer、1588-1653)が、この思想を Patriarcha を書いて、理想的国家は、家族制度における家父長制度を模するものであるという理論を展開することになった²¹⁾。政治においては、君主は臣民に対して「愛」を以って振舞うのであるから、臣民は君主の愛に「服従」で応えてしかるべきであるという考えを、彼は固く信じていた。人間の始祖、アダムとイヴの時代から、また、旧約聖書の家父長の時代から続いてきたように、子供は一家の頭たる父の権威に服従し、血のつながった父ではない国王に対しては、神がその権威を与えているのであるからだ。

2つの帰郷令を出した後の約11年間,第3を1614年の10月24日に布告するまで,帰郷令は出されなかった。この間は,ロンドンの人口過剰に関する布告には,もっぱら増加する建築物の数の抑制と危険な建物への警告が出されている。ジェームズは,ラーキンとヒューズの編集した『スチュアート朝の布告集』を見る限り,国教会とカトリックに関する諸問題と,国家の経済から見た海外貿易に関する布告が比較的多く,当時の歴史の流れが反映されている。1612年には,アーサー王の再来になると国民に未来を期待されていた,ヘンリー王子が亡くなり,ついでエリザベス朝以来政治に関与してきた,ロバート・セシルも死に、エリザベス朝との本格的な決別が進行しつつあった。

この同じ年に、ジョンソンは、あのカントリーハウス詩、「ペンズハーストに寄せて」を書いて、ジェームズI世の地方政策、即ち、マーカスの言う「田園の再パストラル化」に沿ったディスコースで、カントリーハウス詩を後に書くことになる一群の詩人たちの祖となった。ノスタルジアの感情を呼び起こす、ペンズハーストの大広間のホスピタリティーが、あのようにさりげなくではあるが、強調して書かれねばならなかったのは、エリザベス朝の後期以来、廃れ続けた地方の疲弊がひどく、1607年には、ミッドランド地方で瞬く間に農村の暴動が広がった記憶も、まだその頃には人心に、ことにジェームズI世の心には新しかったのかもしれない。

第3の帰郷令は、1614年の10月に、クリスマスを前にして、クリスマスには、地方の「特に、最も必要とする人々も」("especially where the need is most")含めて、国中がお互いに「慰め」("mutual comfort")を分け合えるようにすることが、国王の主要な務めであり、心配りであると始まっている。続いて、「古来からの賞賛すべきこの風習を守り続けるべきであるが、それを押さえ妨げる新たな不都合が起きている」と、この帰郷令で初めて、ロンドンのシティーに加えて、ウエストミンスターとロンドンのシティー・ウォールの外の郊外、及びロンドン以外の他の地方でも町に、カントリーから貴族やジェントルマンなど、地方の治安や平和を保つ地方の要職にある人々が大勢集っている現象を憂慮している。

... there is a great repaire and confluence, as well to the Cities of London and Westminster, and the Suburbs of them, as to other Cities within Our Kingdome, of Noblemen and Gentlemen, who are Our principall Ministers for the government of the severall Counties of Our Kingdome, in respect of Our Commissions of Lieutenancie and the Peace.... (p. 323.)

都市化の現象は、このように首都ロンドンばかりではなく、英国中に広がりつつあった。 貴族やジェントリーが、田舎暮らしより経済的な利益の道の開ける、刺激的で面白い都市 の生活に傾斜していく様子が、公文書の中にも刻まれていくのである。この傾向は、田舎 では、特に冬は寒くて何もすることがないため、冬やクリスマスの時期はひどくなること を、ジェームズは見て取っていた。人々は、この時期に、唯、都市を訪問するのではなく て、長期に滞在したり住むつもりでやって来たのであった。

すると、カントリーの治安は困難になり、貧民の救済とホスピタリティーは貧しいものとなる。"... the government of the Countries will be weakened, Hospitalitie and the relief of the poore (especially at such a time) decayed..." (pp. 323-4.) その上、人口の集中する都市では、食料品の物価をはじめ、他の諸物価の高騰を招く。そこで、裁判所の開廷期の終わる11月29日には、どの都市からも貴族やジェントリーは、直ちに各々のカントリーハウスへ帰郷し、家政を整えホスピタリティーに励むよう促した。

第4の帰郷令が、ほぼ一年後の1615年12月9日に出された。この布告も、前年のものとは、著しく異なった内容を含んでいる。英国中におけるホスピタリティーの衰退は悪化の一途をたどり、その原因の追究は、外国風の生活 VS 英国古来の伝統的な生活、私的な生活 VS 公的な生活という二つの種類の二項対立を論理の根拠としている。

The decay of Hospitalitie in all the parts of this Our Kingdome, so much the more increaseth, by reason that Noblemen, Knights, and Gentlemen of qualitie, doe rather fall to more private and delicate course of life, after the manner in forrein Countreys, by living in Cities and Townes, then continue the ancient and laudable custome of this Realm in house-keeping... (pp. 356–7.)

このように布告が、今回は、"Cities" ばかりではなく、それより規模の小さな"Townes"まで含めていて、英国の全国的な都市の成長を読み取ることができる。英国古来の理想の場所としての田園の重要性は、どの帰郷令も強調してやまないのであるが、都市への人の流れを押しとどめることは不可能になってきている。都市へ来ている貴族やジェントリーの生活は、「外国風」の生活様式と同一視され、彼らは個人の私的な洗練された生活を楽しんで、英国古来の伝統である、良き家政やホスピタリティーをほどこすという公的な義務を怠っていると、非難されているのである。この帰郷令には、英国の初期近代においての市民生活が、都市においてどのように形成されたかを直裁に物語っていて、非常に興味深いものがある。当時の「私的であること」が、どのような内容を意味したかはさておき、近代人の生活に対するデリケートな感受性の誕生を髣髴とさせる。

また、この布告で初めて力点が置かれるのが、カントリーにおける司法の機能の弱体化に対する不安の表現である。ジェームズ I 世は、ノーサンプトン州から火の手が最初に上がり直ちに近隣の州に広がった、あの1607年の暴動への不安が拭い去れていないらしく、近年、四季裁判所にも判事が不在のことが多いために、"Roagues, Vagabonds and Beggars"「ならず者、浮浪者と乞食」は地方に増えたと判断して、不時の備えが手薄な地方の状況を深刻に見ていた。そのため、カントリーハウスの不在地主が「自分や家族のためにだけ」

自分の存在があるのだと考えないで、「公共の福祉や安寧」のために、それぞれの身分や領地に相応しいホスピタリティーと貧民救済を行うことを命じている。司法や治安を預かる大法官は、国王、王妃、そして王子のために特別な仕事を持つ者以外の司法や治安関係者を、地方に1年のうち9カ月間滞在させるようにと、大胆な方策を指示している。地方対策は、貴族やジェントリーの個人個人の帰郷のみを促すだけでは、困難な時代が来ていたのだ。国家的な視野で、地方の治安と土地関係の取引の増加による裁判の必要度に対処しなければならなかった。

ジェームズ I 世は、英国王に即位して以来、スコットランドへ行幸したことは一度もなかったが、1617年の3月15日から9月初めまで、王妃と家族を連れてスコットランドへ滞在した。もっとも、ゆっくりした旅で、往きは約2カ月、帰りは1カ月半を費やし、正味のスコットランド滞在期間は、12週間であったのだが。この折には、国王の出発後に「陛下のスコットランド旅行の間、貴族やジェントルマンにそれぞれの国へ帰郷することを命ずる」という布告が出された。ジェームズは、出発前にこの帰郷令を発布するように枢密院に命じたが、枢密院は、たとえそれを出しても無駄だと言う判断をして、発布しないでいたのであった。それを知ったジェームズは激怒したので、4月1日にジェームズの署名をもらう用意を整え、4月7日にやっと布告されたという経緯をたどった。

ジェームズ I 世朝ならずとも、エドワードVI世の時代からこの方、帰郷令の効力はほとんどなかったので、ジェームズ朝も15年目になると、枢密院が人口の都市集中は、ほぼ黙認せざるを得ない状況と判断した。一方国王ジェームズは、ロンドンと宮廷に自分の長期の不在期間中に謀反や反乱の生じるのを懸念して、帰郷令の布告を厳命したと思われる。布告の冒頭で、相変わらず、この国の古来床しいカントリーにおけるホスピタリティーの伝統を復活し、活性化することを希望する国王の再三の願いが、貴族たちのロンドン住まいによりいかに実現できないかを訴えつつ、今回の王室のスコットランドに滞在中は、彼らのロンドンや宮廷に存在する必要性は常より低いので、この帰郷令の布告後、20日以内に必ず帰郷して家政を行い、隣人を助けるべしと命じている。

この布告で、帰郷の命が及んだのは、今までより範囲が広がり、カントリーハウスの主 人だけではなく、彼らの「妻や家族」までが含まれることとなった。

... within twentie dayes after this our Proclamation published, they depart with their wives and families out of Our said Citie of London, and the Suburbs thereof, and return to their severall habitations in the Countrey, and there continue and abide until the end of Sommer vacation....

(p. 370.)

勿論,以前の帰郷令同様に,緊急の用のある者,裁判の必要のある人々は例外としているが,妻や家族を連れてという新しい布告は,この頃には,これに該当する貴族やジェントルマンが,ロンドンやその郊外にかなりの定住性を高めていたことを裏書している。ジョゼフ・ウォードによれば,ロンドンにおける建物の新築規制は,1618年頃にピークに達したのである²²⁾。既にみたように,カントリーハウスの良き家政とホスピタリティーを担っていたのは殆ど妻であり,その事実は,ジェームズI世にとって恐らく自明の理であったことを考えると,妻や家族に対しても発布された帰郷令は,彼がロンドンの人口過剰と,

それの陰画のような地方の荒廃とにどれほどの危惧を抱いていたかを証明している。

枢密院ですら、殆ど信じなくなっていた帰郷令の効能に痺れを切らしたのか、ジェームズは、地方対策で別の方法に出ている。1618年には、自ら Declaration of Sports、普通には、Book of Sports、『スポーツの書』とも呼ばれる本を出版した。"Sports"とは、現代の意味でのスポーツではなく、むしろ楽しみとか娯楽を意味し、当時、カルヴィン派が因習だと反対していた、主に農村地方に伝わる、英国の伝統的な習慣の復活を積極的に奨励する政策を宣言するものであった。但し、カルヴィン派の嫌悪した残酷な見世物で、熊いじめや牛攻め(犬をけしかけて牛を殺す)とボーリングは除かれた。ここに、ジェームズの Basilikon Doron に既ににあった娯楽による特に下層の民衆支配の政策が、アングリカニズムの教義と妥協をはかるのを見ることができる。モーリスダンス、メイ・ポール、収穫祭、クリスマスイヴや十二夜に香料と焼きりんご入りのワインを飲む祝宴など、後にロバート・ヘリックの詩の題材となった、休日の昔ながらの、どちらかと言えば、土俗的な楽しみの数々の奨励であった。フェスティヴァルは、楽しみの側面のみならず、マルクスやバフーチン流に考えれば、転覆的な力の結集を可能にする諸刃の剣であるが、ジェームズは、それを民衆のエネルギーを吸い上げる手段と見做していたのだ。

1622年の2回の帰郷令と「エレジー」

帰郷令の常として、殆どがクリスマスを意識して、秋に出されているものが多い。このジェームズによる6回目の帰郷令も11月20日に発布されている。この冒頭部分は、クリスマスを前にして、地方における食料不足と飢饉との極度の被害を鑑みて、その原因は一重に、本来ならばカントリーハウスに住み、地域の要職にある貴族たちが、己の地方を省みず頻繁にロンドンに来たり、長期滞在しているからだと糾弾して、帰郷を命じる厳しい言葉が続く。注目すべきは、この布告で初めて"Noblemen"という表現に代わって、"Lords Spirituell and Temporall"、即ち議会の「上院の聖職者議員と世俗議員」とが帰郷すべき人々として、最初に名指しを受けている。『スポーツの書』が出版されてから4年後の1622年の布告は、このように最初から強く厳しい文体で書かれている。1619年に、王妃、アンが亡くなったので、この布告では「枢密院のメンバーと国王と王子に仕える必要な人員以外は」、「上院の聖職者議員と世俗議員」や副知事、治安判事、そしてジェントリーたちは、「すべて11月の末日に」、直ちに「ロンドンのシティーやウエストミンスター、そして他の場所から」「家族と召使」も共に連れて各々の国へ帰郷し、「その身分と職分に相応しいホスピタリティー」を施すようにと命じた。

それに続いたのは、この帰郷令を遵守せず、不服従であったり、等閑にした者は、「陛下の強い怒りと不興を買い、官職や信頼を失うばかりか、それ以上の譴責と処罰を受けるべし」という厳しい罰則の内容であった。また、「枢密院や他の高官や大臣も、これに当てはまる者たちは、寛容も黙認の情状酌量もされずに、当然の処罰を受ける」という下りがついていた。

... upon paine, not only of His Majesties heavy indignation and displeasures, and disablement to hold any such places of service or trust, under His Majestie; but also of such further censure and

punishment, as may be inflicted upon them, for such their disobedience and contempt, or neglect of this His Majestie intendeth to take a strict and severe accompt.... (p. 562.)

これに続く文言では、議会の上院議員の種類を問わず、宮廷の官職の上下を問わず、下々は各貴族や上流階級の召使に至るまで、この帰郷令の適用の範囲に入ることが明言された。この今までに例がない厳しい帰郷令への貴族たちの反応は、それまでに例がないほどの効果を発揮した。彼らは荷物をまとめてそそくさとロンドンから去り、その数は7000家族の多さにのぼったと推定されている。少なく見積もって、召使まで入れて、一家族に平均5人いたとしても、3万5千人前後の人口が一度に動いたことになる。

この厳格な帰郷令の背景には、この布告に記されている飢饉の深刻さは表向きであって、ジェームズ I 世が敏感にならざるを得ない真の理由は他に存在した。この頃、皇太子チャールズは、1614年以来国王の寵愛この上ない、悪名高いバッキンガムと共に、インファンタとの結婚のことでスペイン旅行中であったのだった。カトリックの大国スペインとの関係を結ぶかもしれない可能性について、ロンドンや宮廷において、人々が論じ合ったり、誹謗することは、ジェームズにとって、政治的にもかつ宗教的にも最も回避したいことであったのだ²³⁾。

1620年代の初めには、エセックス伯の離婚にまつわるオヴァーベリー卿暗殺事件に始まり、土地貴族の高官のスキャンダルや、独占権や特許権の乱発によって、国王は議会の自由を脅かしていた。宗教的にも、娘婿のパラチン候をカトリックのハプスブルグ家から守るべきであったのに、スペインとの婚姻に理解を示すアルミニア派へ接近するなど、様々な意味で宮廷の腐敗や堕落は、あからさまになっていった。このように、この頃には、宮廷と議会、宮廷とカントリー、国王と反対派という対立構造が顕在化しはじめていたのである²⁴⁾。このような状況下にあって、ジェームズI世は、ロンドンから大勢の貴族や宮廷の高官が帰郷したことを評価し、満足の意を表する異例の帰郷令を、あの厳格な帰郷令発布の約1カ月後の1622年12月22日に出している。クリスマスを前にして、国中に融和の雰囲気を作る必要があったと思われるが、なおも、11月の帰郷令に従わなかった人々には必ず帰郷するように再度促した。そして、先回の帰郷令で故郷へ帰った人々は、再びロンドンへもどることがないように、また、カントリーハウスに住んでいる人々は、妻や家族を地方からロンドンへ動かすことのないようにと勧告している。実際、11月の帰郷令にもかかわらず、21名がロンドンから帰郷しなかったというリストが、実際の記録として残っている。

これに伴い、地方の穀物や酪農製品の物価の高騰を招いたため、政令を発布して、地方の治安判事に、穀物の仲買人たちの独占的買占めや先物買いを止め、農民には一定の量を毎週市場に出すように監視させる旨も付け加えられている。また、食料の物価の高騰により、一揆や暴動の起きる恐れもあるので、貧民には労働を奨励し、仕事から離れて不適当な集まりを開く者たちには、その行為に適当な処罰が下ることも合わせて書かれていた。

このように1622年に相次いで布告された2回の帰郷令には、それ以前の5回の帰郷令とは比較できないほどに、時代の切迫した様子が読み取れる。ジェームズI世は、「エレジー」を1622年に書いたとファウラーによって推定されているが、その確かな時期は不明である。同年の最初の帰郷令の前に書かれたのか、2つの帰郷令の間であるのか、それとも2番目

の帰郷令の後であるのかという三つの時期が考えられるが、この決定は、本文校訂を経ているテキストを入手する時に明らかにするしかない問題である。大雑把に言えば、帰郷令が貴族やジェントリーのみならず、その妻たちを問題にし始めて以後に書かれていることは確かである。詩のオリジナル・タイトルかどうかも定かではないが、ファウラーが付しているのは、"An Elegy Written by the King Concerning His Counsel for Ladies and Gentlemen to Depart the City of London According to His Majesty's Proclamation"である。

タイトルから見ると、帰郷令と同じく、貴族やジェントリー階級の男性に対して書かれている詩であると予想するのであるが、この「エレジー」は、全体の50行のうち男性に関して帰郷をうながしているのは、11行目から4行、そして最後の2行、合計6行のみであり、あとの44行がロンドンに住む女性への悪意に満ちた、皮肉たっぷりの帰郷の勧めである。公式の帰郷令の文書は、殆ど国王の意図を枢密院が文書化して出しているものであるが、国王の署名なしでは発布されないのである。

個人的には、ジェームズは、生後間もなく母から離されて、男ばかりの中で育ったという経歴を持ち、妻のアン王妃にも、結婚の際にはペトラルカ風のソネットを贈ったりしているが、彼女にも愛想をつかし、なるべく一緒に過ごさないようにしていたという。英国において、それまで50年ほどの間、女性非難についての論議がかまびすしく続いており、1620年頃には女嫌いの風潮が最も悪化した。1610年頃からロンドンで流行し始めた女性の男装に対する非難のパンフレット、Hic Mulier: Or the Man-Woman とペアで軟弱な男を非難する Haec-Vir: Or the Womanish-Man が1620年に出版され、この頃のマスコミである説教壇も女性の非難を行っていた。ジェームズ I世の「エレジー」は、このような個人的、時代的な背景を考慮するとしても、ジョンソンの描いたペンズハーストのシドニー卿夫人バーバラとは、対照的なウイロビー卿夫人のようなロンドンに取り込まれている女性を、距離を遠くにおいて、ひどく冷酷に残酷に描写している。

男にも女にも帰郷を促しているのだが、基本的には、神学者のジェームズらしく、聖書のアダムとイヴの楽園追放を枠組みとして、「正直者のアダムが、イヴの罪の代償を払うことになるといけないから/あなた方、立派な男たちよ、女たちを連れてここから立ち去るのが一番だ」(49-50行)と詩を結んでいる。女性が原罪の根源であるとするこの一般的な説は、20世紀になってやっと発掘されたエミリア・ラニヤーによって、1610年頃書かれた宗教詩の中で、既に反論されていたのだが。ラニヤーによれば、人間が原罪を犯したのは、聖書では男性の方が知的に優れているとして書かれてあるから、楽園で禁断の木の実を摘もうとしたイヴに、それを止めるように忠告しなかったアダムの責任であると、男性中心主義の聖書解釈に異をとなえていた²⁵⁾。

ジェームズの「エレジー」は,度々布告した帰郷令の効き目のなさを,女性がロンドンを好きでたまらないからだと,女性のせいにしている。しかも,女性は,身分の高い人を意味する ladies ではなく,"women" と呼びかけられている。"Ye women that do London love so well,/Whom scarce a proclamation can expel" (II. 1–2.) 帰郷令が「追い払えない」と,厄介者払いをする横柄な口調でこの詩は始まる。しかし,男性には,"honest husbands" (I. 4.),"honest Adam" (I. 50),と「善良な,立派な」という形容詞をつけて,たとえ"complete gallant"と洒落者をからかっても,すぐさま"proper man" (I. 11) と彼が「しかるべき立派な人である」と付け加えるのを忘れない。

「エレジー」においては、男性に関しては、身分によってロンドンや宮廷に行くことに差別は設けられていない。しかし、女性については、そうではないのだ。冒頭の女性に対する呼びかけの言葉の使い方からも明らかであるが、27行目では、言葉に絹を着せず、率直に平民の女性の宮廷への出没を嫌悪している。宮廷は「身分の卑しい女たちがうろつく場所ではない」("But 'tis no place for vulgar dames to haunt")が、「宮廷を、身分の高い淑女たちが優雅なものにするのは、朕は許す」("Ladies in honour grace the Court, I grant")のである。貴族の女性には"Ladies"という言葉を用い、貴族でない女たちを"vulgar dames"つまり、「平民の婦人達」と表して区別している。この詩は「平民の婦人達」と言っても明らかに「夫人たち」をターゲットにして書かれている点で、他のカントリーハウス詩とおおいにその性格を異にする。実際、17世紀になってから貴族の称号の乱発により、貴族の数の増加は事実であったが、1622年の11月の帰郷令で、7000家族がロンドンを出たということは、その中に多くの爵位のない平民が含まれていたことを示している。また、彼らの多くには、妻である"vulgar dames"が付き従っていたのだ。

彼女たちの夫は、新興の地方の土地所有者の富裕層であり、ロンドンへ出かけて一家で暮らすほどに、エンクロージャーなどで富の余剰を蓄えていたのである。男性にとっては、農産物を交換する市場としての都市ロンドンは、経済的効率の良い、様々な情報を仕入れる社会的空間であった。これについては、カントリーハウス詩においても、トーマス・ケアリーの(Thomas Carew、1595-1640)が、もう少し後に書いた「レスト邸よりわが友、G. N. へ」などで、灌漑の設備を設けて邸内の果樹園で生産する果物が、出荷される様子をギリシャ神話の比喩で語ることになる。

この「エレジー」において「商業」は、女性には関係のないことであるという立場が、 貫かれている。ジェームズは、平民の女性が存在する場所は、商業を行うロンドンではな く、田舎であると断じている。

The country is your orb and proper sphere;

There your revenues rise; bestow them there. (11. 30–31.)

「田舎があなた方のテリトリーであり、相応しい場所なのだ。そこであなたがたの収入を増やして、そこでそれを使いなさい」。これに続4行で、ジェームズは女性たちに、時代錯誤的な忠告を行う。ロンドンへ来る時に乗る、あるいはロンドンで乗り回す「馬車をあなたがたの持つ鋤に変えて/羊や穀物や牝牛から お金を稼ぎだし/あなた方の指に 羊毛や麻の糸を 覚えさせるのを/誹謗だとか 税金だとかと 考えてはいけない」と。都市の贅沢な生活の一つの象徴である「馬車」をなくして、代わりに「鋤」をもち、中世以来の農業や酪農業に戻って豊かになり、そのお金はロンドンではなくて、"there" (1.30)「田舎」で消費するようにと言っている。"here" (1.7,1.9)「こちら」と "there" (1.30,1.49)「あちら」とは、ロンドンとカントリーとの二項対立の関係をさすのである。糸紡ぎの仕事の「遠くない」お手本として、ジェームズがここでほのめかしているのは、彼が見えることのなかった母、スコットランドのメアリーのことである。女王ですらそのような仕事をしたのであるから、ましてや平民の女性においては、糸を紡いで当然なのだ。

虚栄、奢侈、そして道徳的堕落や退廃の都市として描かれているロンドンを、後に検討

するが、そこから平民の女性が遠ざかるべきだと、殆ど女性に対する侮蔑的な言辞をはきつつも、ジェームズの勧める、紡がれるべき羊毛は布として織られて、ロンドンから輸出され、麻はインドから輸入される品物であった。ジェームズが都市と田舎を峻別するのぞみを持っていたとしても、現実には、カントリーへもロンドンは侵入し、カントリーから物質はロンドンへ、また、ウールの布は、その先のベルギーへ染色されるために移動していたのである。政治の規制を不可視の状態で破っていく、都市の自律的なシステムが動き出していた時代に、余剰の富を持っている地方の土地エリートの妻たちを、身分差別により、封建的で自由のないカントリーへ縛り付けることが、この頃のジェームズ朝の課題であったのだ。「家族も召使も」共にロンドンを去るべしという帰郷令が1617年に出る以前から、女性たちのロンドンでの生活ぶりが目に余るものになっていたに違いない。いつの時代にも、法律は、社会的現象よりもはるかに遅れてやってくるものであるから。

「倹約の模範たるスペインの女性」に学ばないで、「流行に流されるならば」、あなた方平民の女性は人真似をする「猿」だと、殆ど誹謗の言葉で質素倹約を忠告している。国王の巡行の際には、どの貴族も財を傾けるまでに贅沢極まりないホスピタリティーをもって迎えたのであったが、カントリーでは、もうこの頃は、大盤振る舞いの飲み物や食べ物のご馳走のテーブルを用意することではなく、実質的に、「病める人々や、困窮する人々を訪問」するようにとアドバイスしている。演劇は、17世紀のロンドンでもシェークスピアとは異なった、卑近な日常に題材をとった劇なども上演されて人気を博して、ロンドンの大きな魅力の一つであった。地方にも旅回りの役者たちが回ってはいたが、この「エレジー」では、演劇の代わりに、女性たちに、自分が「良き主婦を演じなさい」と次のように言っている。

... for the plays

Play the good housewives, waste not golden days
In wanton pleasures which do ruinate
Insensibly both honour, wealth, and state. (II. 41–44.)

「名誉、富、そして身分」この三つは、この当時の人々にとっての主要なキーワードであった。ジョン・ダン(1572–1631)は、原稿のまま回覧されていた詩集『ソングズ・アンド・ソネット』の「日の出」という詩の中で、恋のためには、この三つも捨てることができると豪語していた。ジェームズI世の御前説教もしたダンが青年時代に書いた若気の至りの詩を、国王が読んでいたかどうかは不明であるが、宮廷での出世に、「名誉、富、そして身分」は欠くことができない条件であった。まるで、そのパロディーのように、「気付かぬうちに 名誉、富、そして身分を/失わせてしまう 浮ついた快楽に/黄金時代を 無駄に過ごさないで 良き妻を演ずる」田舎の生活が女性に奨励されている。このように身分とジェンダーによる規制の枠は、女性に対して特に厳しく侮蔑的ですらある。

ジェームズ I 世は、王子のために帝王学の支配の実践の書を、Basilikon Doron として書くほどの、いわば、教育パパであるが、平民には、子供の教育も妻の責任とし、「フランス語やスペイン語が話せる」ことがせいぜい必要なのだと言わんばかりである。帰郷令の一つで、ジェームズはロンドンにおける外国風の生活を非難していたが、当時の大国の言語

の習得の必要性は認めていたのだ。

質実剛健な生活の勧めは、女性の習慣やプライヴァシーの細部にまで至る。「顔に化粧をしなくても、宝石で身を飾らなくても/あなた方の夫は 変わらず やさしく抱きしめてくれる」(37-38行)という女性の本質と外観についての、率直過ぎて差別的であり、侮蔑に当たる言辞は、当時の社会の、また、ジェームズ I 世個人の女嫌いの風潮を反映し、今風に言えば、セクシュアル・ハラッスメントの最たるものである。

女性のロンドンでの生活における危険として、この詩が指摘するのは、女性の性的モラルの堕落であった。引用によって言説を正当化するのが、ジェームズ I 世のこの詩における傾向であるが、この問題についても、プルタークの英雄伝からローマの皇帝カエサルを例に出している。彼が妻と離婚したのは、妻が貞節でなかったからではなく、貞節を疑われたからだという潔癖さを振りかざして、「身を滅ぼすような余りにも多くの危険に自分をさらすよりは」(17行)、また、「自分の性質を 曲げられるような」ことに会わないうちに、帰郷をするように忠告する。

... depart in peace and look not back
Remember Lot's wife, ere ye suffer wrack
Of state and fortunes; which ye may redeem,
And in the country live in good esteem. (II. 23–26.)

「心安らかに、振り返らないで 帰郷しなさい/ロトの妻を思い出して、身分や財産の破滅を 蒙る前に/それは とりかえせるのだ/だから、立派に評価されて 田舎に住みなさい」。ここにも、「創世記」19章26節にある、ソドムの都から逃れる際に、神の言いつけに叛いて後ろを振り返ったために、塩の柱になったというロトのエピソードに言及し、聖書の権威を引き合いに出している。もちろん、ここではソドムが、退廃したロンドンの比喩としてコンテクストの底流をなしているのであるが、ホモ・セクシュアルのジェームズが、自らの都を、神に滅ぼされるべき退廃の都と非難する矛盾が存在する。最も伝えるべきメッセージの表現において、公文書の帰郷令では、決して見せない書き手の矛盾した自己が垣間見えるのが、私的なグループ内での原稿の回覧で読まれたこの詩のような文学的テキストである。

実は、この「エレジー」でジェームズが最初にロンドンにすっかり惹かれている女性たちを、おとしめて描写する中に、当時のロンドンの持っていた都市性の典型的な特徴がいきいきと浮かび上がってくるのだ。「夫がどれほど罰金を払おうとも 全く気にしない」(4行目)女性たちは、「美しくて華やかなファッションにうつつを抜かし/仮面や仮面劇や演劇のことばかり、夢見ている」。

And to be kept in fashion fine and gay ...

Who dream on nought but visors, masks and plays (1. 3, 1. 5.)

衣服においても、宝石においても、生活のかなりにわたって、流行というものが存在し、 ロンドンが国中のファッションをリードしていたのだ。ロンドンには、英国中のみならず 海外からも、珍しい物、高価な物が集まり、同時に、政治・経済・文化の中心で、地方の余剰の富が集まる都市であったため、当然のことであったが、カントリーハウスの設計や、建築の職人から、死後の墓のモニュメントの彫刻にいたるまで、英国中がロンドンの流行を気にしていた。先に見たウイロビー卿夫人も、肖像画を書かせるに当たっては、ロンドンの画家を選び、ロンドンで流行の衣服や宝石を買い入れて、夫の肖像画より多くの散財をしていたのだ。

仮面をかぶった女性が、ファッションの代表のように、ホラーの肖像画の一枚に優雅に立っている 26)。また、仮面劇は、ジェームズ朝とチャールズ I 世朝に宮廷や法学院などにおいて盛んに行われた。王室や貴族がその出演者であり、観客である。体制翼賛的な内容をもち、スペクタクル、音楽、歌、ダンス、そして詩など、ページェントの様々な形式を取り入れた大掛かりな劇であった。演劇の隆盛については、ロンドンの市街壁の外の「郊外」に沢山建った劇場が、その人気のほどを語っている。種々の楽しい娯楽に、個人的な生活を楽しむことができるようになったロンドンには、当然、富裕な人々は引き付けられ、そこでの長期の生活を望んだのであった。

男性に対しては、ジェームズの詩は、寛大である。「お洒落な 立派な男は/フリート・ストリートやスコットランドに入りびたることなく」(11-12行)、そこでする「悪事よりもっと気高い考えを持っているのだから」と軽くたしなめられているのみである。スコットランドには、アランデル伯の立派な屋敷があり、フリート・ストリートもロンドンのファッショナブルな場所であったのだ。女性のみならず、男性も流行には敏感に反応して行動していたのであるが、男性への諫言は殆ど具体性を持っていない。この意味では、同じ身分の男性にロンドンの生活が暗に許され、女性には家政とホスピタリティーの義務がになわされ田舎に拘束されるのは、不平等というよりは、殆ど監禁と等しい。

しかし、たとえ、貴族の女性であっても、一種の処罰として、ロンドンへ出かけることを禁じられた場合もあったのだ。17世紀の初めの頃には、都市と田舎についてどちらが良いかという論争が宮廷人の間で流行っていたことがあったが、1617年頃には、例えば、アン・クリフォード(Ann Clifford)は、「田舎にいることは、まるで砂漠のふくろうになったようだ」と日記に記しているように、ロンドンの魅力は決定的になっていた。この時アンがノール邸に閉じこもることを余儀なくされた原因は、母親である、カンバーランド公爵夫人の代からの懸案であった父の領地を相続する件で、ジェームズI世の仲裁を聞き入れなかったために、夫に命じられたからであった。彼女が、ロンドンへの執着を失ったのは、自分の意思が偶然から通り、北方の領地を自ら治める必要ができた晩年のことであった。

殆ど同じ頃、ジェームズ I 世から宮廷に出入りを禁止された女性は、ペンズハースト邸の主、シドニー卿の娘で、ロース卿と結婚しながら、夫以外の男性と恋に落ちたメアリーであった。不倫の相手の男性、ウイリアム・ハーバートは、国王から咎も受けずに宮廷に出仕し、その後には高い爵位を授けられるのであるが、メアリーはペンズハーストに蟄居せざるを得なかった。ここへ1617年に数回訪問したのが、アン・クリフォードであり、メアリーとの会見は、彼女の膨大な日記に記され、一方、女性作家として散文やドラマを書いたメアリーは、クリフォードと思しき人物を、作品の中に登場させている。ヴァージニア・ウルフの言う、女性が作家として仕事をする時に満たすべき要件、「自分だけの部屋をもつこと」を、ジェンダーによる、処罰としての強制的なカントリーハウスへの閉じこも

りのおかげで実現した、二人の貴族の女性、メアリー・ロースとアン・クリフォードは、文学に、また、女性史に多大の貢献をしたのであった。カントリーハウス、ペンズハーストは、女性を危機から救う安全の保障される家として、また、女性の文化的なコミュニティーとして機能したのであった 271 。

1623年と1624年の帰郷令

多分,「エレジー」の後の1623年3月,そして翌年の1624年10月には、たて続けに帰郷令が布告された。7000家族がロンドンを脱出したはずであったが、1622年のクリスマスからたった3カ月後の3月の終わり近くには、もう、ジェームズはその頃の調査の結果、帰郷令に従った人々もいるが、それと同じくらいの数の男女が、帰郷令を無視するのみならず、近隣のどこかへ一時的に姿を隠したり、当局の真摯な意図を逃れ裏をかいていると、布告で述べている。既に前世紀の最後の頃に、ジョゼフ・ホールがその風刺詩で描いたのと全く同じ手口が、それから25年もたった、17世紀のこの時にも行なわれていたと公文書に記載されたのである。このように、文学のテキストの内容が、公的なテキストにより約25年も遅く追認される社会的事実が、ロンドンの現実の姿であった。

それにもかかわらず、帰郷令は、カントリーの英国古来のホスピタリティーの維持を大儀に掲げて、家族を連れて帰郷するように、また、近隣に一時退避するようなことが繰り返されないようにと布告し、同時に取り締まりの強化を通告したのであった。家族が帰郷するのを見届けるようにと、男性はこの帰郷令から除かれたために、「誰にとってもこの布告は不愉快であったが、女性にとっては最もそうであった」とチェンバレンは彼の書簡の一つで証言している²⁸。

最後のジェームズの帰郷令は、「これまでに布告した3回の帰郷令にもかかわらず」と1622年以来の帰郷令の遵守されないことに遺憾の意を表しながら、ロンドンに住みついて、帰郷令に従いそうもない人々を次のように表現している。

... that such as are addicted unto that course, of withdrawing themselves from their Countries, are prone to flatter themselves in their vaine humour.... (p. 608.)

この帰郷令は、貴族や高位のジェントリー全般ではなく、"persons of qualitie"へと布告のタイトルに書かれているように、多くの貴族ではない富裕な人々に向けても書かれ、ある階級全体よりは、むしろ、個人に宛てて個人の生活態度についての非難であるように解釈できる。「自分の田舎から出てくることが、悪習となって身についてしまった人々は、心ひそかに自分の虚栄の気質に自負を抱いているのだ……」と言う論評は、帰郷令に不服従を繰り返す、公的な見解によれば、不埒者たちの間において、都市生活になじんだ初期近代における個人としての心情の形成が行われていたことを証明している。

カントリーからのいわば、野蛮からロンドンの文明への脱出は、文明という語が、ラテン語の都市、civitae に由来していることを考えれば、文明への過程であり、それはカントリーから出て、都市の形成のプロセスにおいてこそ語ることができる。ジェームズ I 世が帰郷令によって闘ったのは、人口と富のカントリーから都市、ロンドンへの押し止め難い

移動, それにともなうロンドンの都市としてのシステムの形成と自律性に対してであったのではないだろうか。初期近代の英国の女性たちは, カントリーと都市の間の物や人の往復運動の中で, それぞれの属する階級の中に拘束されながらも, 基本的には都市への傾斜を深めることになった。

カントリーは、これ以後、ますますホスピタリティーの低下を招く、都市への人口の移動を見たため、チャールズ I 世は、1630年にも帰郷令を発令した。内乱の勃発以後は、王党派の人々の帰郷により、異なったカントリーと自然観が構成される。王政復古と共に、ジェームズの悩んだ都市化は、ますます加速度的に活発になり、むしろ、都市のカントリー化、内乱で荒廃した都市の復活は、都市に自然を加えることであったのだ。

注

- 1) スチュアート朝の布告については, Stuart Proclamations Vol. I, Royal Proclamations of King James I 1603-1625, ed. James F. Larkin and Paul L. Hughes (Oxford, 1973)に基づいている。「エレジー」は, ファウラー (Alastair Fowler) 編の The Country House Poem: A Cabinet of Seventeenth-Century Estate Poems and Related Items (Edinburgh, 1994) 収録のテキストを使用した。
- 2) 第2:1603年7月29日,第3:1614年10月24日,第4:1615年12月9日,第5:1617年4月8日,第6:1622年11月20日,第7:1622年12月22日,第8:1623年3月26日,第9:1624年10月19日
- 3) ed. A. L. Biers & Roger Finley, The Making of the Metropolis: London 1500-1700 (Longman, 1986), 2.
- 4) Jonathan Goldberg, *James I and the Politics of Literature: Jonson, Shakespearae, Donne and Their Contemporaries* (Johns Hopkins, 1983), esp. 1–28.
- 5) Ibid., 20.
- 6) Graham Parry, *The Seventeenth Century: The Intellectual and Cultural Context of English Literature* 1603–1700 (Longman, 1989), 14.
- 7) 注1) の通りである。
- 8) Goldberg, 24.
- 9) 村岡健次, 川北稔編, 『イギリス近代史』, ミネルヴァ書房, 1986年, 44-7.
- 10) Larkin and Hughes, 21-2.
- 11) Fowler, 43.
- 12) Graham Parry, Hollar's England: a mid-seventeenth-century view (Michael Russell, 1980), 34.
- 13) Fowler 以前の人々は、殆どベン・ジョンソンがカントリーハウス詩の祖であるという説を唱えてきたが、1978年に A. L. Rowse が、Amelia Lanyer こそはシェークスピアのソネットに歌われた「ダーク・レイディ」であるという間違った仮説をたてて以来、彼女の書いた宗教詩、Salve Deus Rex Judaeorum の最後に付されたカントリーハウス詩、"The Description of Cooke-ham" が発見された。製作年代は、多分1610年頃と推定されるので、Fowler は、それを"To Penshurst" (1612) よりも先に収録している。
- 14) J. C. Rathmell, "Jonson, Lord Lisle, and Penshurst," ELR 1 No. 3 (Autumn 1971), 250–60.
- 15) Politics of Mirth: Jonson, Herrick, Milton, Maarvell, and the Defense of Old Holiday Pastimes (Chicago, 1986), 19–20.
- 16) Don E. Wayne, Penshurst: The Semiotics of Place and the Poeteics of History (Wisconsin, 1984).
- 17) Alice T. Friedman, "Inside / Out: Women, Domesticity, and the Pleasures of the City," in *Material London, ca.1600*, ed. Lena Cowen Orlin (Pennsylvania, 2000), 232–50.

岡田宏子

- 18) Ibid., 239-40.
- 19) Hugh Jenkins, Feigned Commonwealth: The Country House Poem and the Fashioning of the Ideal Community (Duquesne, 1998), 23.
- 20) Marcus, 11.
- 21) Roger Pooley, English Prose of Seventeenth Century 1590-1700 (Longman, 1992), 252-55.
- 22) Joseph Ward, "Imagining the Metropolis," in *The Country and the City Revisited: England and the Politics of Culture*, 1550–1850 (Cambridge, 1999), 29.
- 23) Larkin and Hughes, 561.
- 24) Barry Coward, The Stuart Age: England 1603-1714 (Longman, 1994), 153.
- 25) Amilia Lanyer, Salve Deus Rex judaeorum, ed. Susanne Woods (New York: Oxford Press, 1993).
- 26) Hollar, fig. 33.
- 27) Marion Wynne-Davies, "'For Worth, Not Weakness, Makes in Use but One': Literary Dialogues in an English Renaissance Family," in '*This Double Voice': Gendered Writing in Early Modern England*, ed. Danielle Clarke and Elizabeth Clarke (Macmillan, 2000), 142–163.
- 28) Larkin and Hughes, 573.

(文学部 英語英米文学科)